



	できる時間帯		間)
	駐車場の自動 車の出入口	出入口の数	
荷さばき施設において荷さばき を行うことができる時間帯	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり	二箇所
		午前零時から午後十二時まで(二十四時	間)

二 届出年月日

令和七年四月三十日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所

徳島県経済産業部企業支援課及び板野町産業課並びに徳島県経済産業部企業支援課  
ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年五月二十日から同年九月二十日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び板野町産業課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。